

群馬県病院局職員感染症抗体等検査業務委託契約書

委託者 群馬県知事 山本 一太（以下「甲」という。）と、受託者 ●●●●（以下「乙」という。）とは、群馬県病院局職員感染症抗体等検査業務について、次のとおり委託契約を締結する。

（委託）

第1条 甲は、群馬県病院局職員感染症抗体等検査業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（委託期間）

第2条 この契約による委託期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（委託料）

第3条 委託料（消費税及び地方消費税抜き単価）は、次のとおりとする。

| 検査項目 | | 単価 | |
|------|----------------------------|------------|---|
| 血液検査 | B型肝炎抗原・抗体検査 | (CLIA法) 円 | |
| | C型肝炎抗体検査 | (CLIA法) 円 | |
| | 感染症抗体検査 | 麻疹(EIA法) | 円 |
| | | 風疹(EIA法) | 円 |
| | | ムンプス(EIA法) | 円 |
| | | 水痘(EIA法) | 円 |
| 結核検査 | T-SPOT. TB (ELISPOT法) 円 | | |

※容器は別途購入する。

（委託料の支払）

第4条 乙は、実施した委託業務を県立病院毎に取りまとめ、翌月15日までに当該病院長に代金の支払請求をするものとする。

消費税及び地方消費税は、各検査実施数に当該回分の委託数量に単価を乗じて得た金額に法令所定の税率を乗じた金額（円未満の端数は切捨て）とし、当該病院長は請求を受けた際、委託料と併せて支払うものとする。

2 当該病院長は、前項の請求書が正当であると認めたときは、当該書類を受理した日から30日以内に乙に対して委託料を支払うものとする。

（契約保証金）

第5条 甲は、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

（委託業務の処理方法）

第6条 乙は、本件業務が別添「仕様書」に適合するものであると確認する。

（個人情報保護）

第7条 甲及び乙は、個人情報の保護に関し、個人情報の保護に関する法律（平成15

年法律第57号。)及びその他関連法令に基づき、個人情報 を適正に扱わなければならない。特に、受診者の個人情報の保護には万全を期すものとする。また、契約期間終了後においても同様とする。

(利用及び提供の制限)

第8条 乙は、本契約に基づく業務の実施により知り得た個人情報及びデータを、本業務実施目的以外のために利用してはならない。また、あらかじめ受診者の同意を得ることなく一切第三者に開示・提供してはならない。

(臨機の措置)

第9条 甲は、委託業務実施上緊急の措置を要すると認めるときは、乙に対し所要の処理をとることを求めることができる。

2 乙は、甲の求めに応じて必要な措置をとったときは、その結果について遅滞なく甲に報告しなければならない。

(調査等)

第10条 甲は、乙の委託業務の処理状況について調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託業務の実施に関して必要な指示を乙に与えることができるものとする。

(変更契約)

第11条 契約期間中、保険点数の改正又は著しい物価の変動その他により契約内容に変更の必要があるときは、甲乙両者協議の上、改定を行うものとする。

2 前項による改定は、甲乙両者協議の上、契約期間内において遡及適用するものとする。

(解除等)

第12条 甲は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約を履行することができないと甲が認めたとき。

(2) 乙の委託業務の処理が不相当と甲が認めたとき。

(3) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。)が暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者(以下「暴力団員等」という。)であることが判明したとき。

(4) 本契約に係る下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等(以下「下請契約等」という。)の相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。

(5) 乙がその他この契約書の条項に違反したとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したとき(前項第1号又は第2号に該当する場合にあっては、乙の責めに帰すべき理由がある場合に限る。)は、乙に対し違約金として第3条に規定する契約単価に仕様書記載の年間予定数量を乗じ、当該金額に100分の110を乗じて得た金額の10分の1に相当する額の支払いを求めることができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したときは、乙に損害が生じてもその責を負わないものとする。

(談合等不正行為があった場合の解除等)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したと認めたときは契約を解除することができる。

(1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対して行う独占禁止法第7条又は第8条の2の規定に基づく排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合は、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令）又は独占禁止法第85条第1号の規定による抗告訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(2) この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、甲の請求に基づき契約金額の10分の2に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 乙が第1項各号に該当することにより甲に損害が生じた場合、当該損害が前項の規定する違約金を超えなお存在する場合には、甲はその超過額を併せて乙に請求することができるものとする。

4 前条第3項の規定は、第1項の規定による解除の場合に準用する。

(暴力団等による不当介入があった場合の届出義務)

第14条 乙は、甲との契約に係る業務の遂行に当たって不当要求行為（暴力団員等からの不当な要求行為）を受けた場合は、その旨について、遅滞なく甲への報告及び警察への届出を行わなければならない。

(損害賠償)

第15条 乙の従事者が委託業務の実施に際して甲に損害を与えたときは、乙は、その損害を賠償する責めを負うものとする。委託業務の実施により第三者に損害を与えたときも、同様とする。

(契約の費用)

第16条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(信義則)

第17条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第18条 本契約に定めのない事項及び本契約に関し疑義が生じたときは、群馬県病院局財務規程（平成15年群馬県病院管理規程第5号）の定めによるものとし、なお疑義があるときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保管するものとする。

令和8年4月1日

委託者（甲） 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
群馬県知事 山本 一太

受託者（乙） ●●●●
●●●●●